



協力事業者様用

(令和8年1月1日版)

千葉市

# 孤独死防止通報制度

昨今、ひとり暮らし高齢者などの孤独死が社会問題となっていることから、市内全域を対象に、「**地域の異変**」をライフライン事業者等の皆様から区役所に通報していただき、地域住民の安否を確認する制度です。

## 【通報先】

区	担当課	電話番号
中央 区	高齢障害支援課	043-221-2150
花見川区	高齢障害支援課	043-275-6425
稻毛 区	高齢障害支援課	043-284-6141
若葉 区	高齢障害支援課	043-233-8558 ※平日夜間(17時00分～翌9時00分) 土日祝日、年末年始は 043-233-8111
緑 区	高齢障害支援課	043-292-8138
美浜 区	地域づくり支援課	043-270-3124 ※平日夜間(17時00分～翌9時00分) 土日祝日、年末年始は 043-270-3111

検針や配達などの日常業務の中で、**次のような「地域の異変」を発見した時は、上記へ通報をお願いいたします。**通報受理後、各区職員等が対象者のお宅を訪問し確認のうえ、必要に応じて支援を行います。

千葉市

## 「地域の異変」の例



いつもと様子が違うなあと思ったら



☆☆☆各区の担当課に通報を☆☆☆

【例】孤独死防止通報制度の通報です。

○○新聞××販売店の千葉一郎です。

千葉港1-1の役所太郎さん宅で、新聞がたまっています。

私の、連絡先は090-1234-5678です。

緊急時

状況が切迫している場合は、  
消防(**火119番**)・警察(**110番**)に、  
直接通報をお願いします。

【例】 ●異臭がする(**火119番・110番**)

●人が倒れている、怪我をしている(**火119番・110番**)

●ガラスが割られている、室内が荒らされている(**110番**)

●呼びかけに応答がなく、ドアが開いている(**110番**)

